

引き渡し注意書兼物品受領書

- 1 物品の引き渡し後の返品は認めない。
- 2 物品引き渡し後、物品に隠れた瑕疵があつても、その瑕疵に対する請求をすることはできない。
- 3 代金納入日より 15 日以内（行政機関の休日を除く）に搬出すること。
午前 9 時から午後 4 時まで（午後 12 時から午後 1 時までを除く）
- 4 引き渡し物品に群馬森林管理署等を明示するものが表示してあつた場合は、引き渡し後速やかに消去し、消去したことを証明する写真を群馬森林管理署長へ提出すること。

上記「引き渡し注意書」に異存なく物品を受領しました。

物件番号：第 1 号

物件の品名：不用物品（鉄くず）

群馬森林管理署長 殿

令和 8 年 月 日

住所：

氏名：

引渡職員	
------	--